

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
八頭郡若桜町大字 畚米120番地	<u>若桜学園小学校畚米分校</u>	1級	東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級
八頭郡若桜町大字 畚米120番地	<u>若桜学園小学校畚米季節 間分校</u>	1級	八頭郡若桜町大字 畚米120番地	若桜小学校畚米分校	1級
略			八頭郡若桜町大字 畚米120番地	若桜小学校畚米季節間分 校	1級
略			略		

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「若桜小学校畚米分校」を「若桜学園小学校畚米分校」に、「若桜小学校畚米季節間分校」を「若桜学園小学校畚米季節間分校」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定による改正後のへき地手当等に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。